

受験資格の特例について（たたき台）

1. 受験資格の特例の概要

○ 公認心理師法（以下、「法」という。）附則第2条において、公認心理師の受験資格の特例について定めている。

○ 附則第2条第1項に定める者（特例として受験資格が認められる者）は以下のとおり（参考資料1参照）。なお、「その他その者に準ずるもの」については公認心理師カリキュラム等検討会において今後議論する。

- ① 施行日前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において必要な科目として省令で定めるものを修めたもの（第1号）
- ② 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの（第2号）
- ③ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの（第3号）
- ④ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの（第4号）

上記のうち、第1号から第4号までの省令で定める科目については、今後整理する必要がある。

○ 法附則第2条第2項に規定するもの（いわゆる現任者の実務経験）については、試案（資料6）のとおりとする。（別途、同項第1号に規定する講習会の課程が必要）

2. 法附則第2条第1項の省令で定める科目について

○ 法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目（大学院で修める科目）については、原則として、法第7条第1号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学院で修める科目）と同一であることが望ましいのではないかと。ただし、以下の点については、現在の心理分野の大学院における実情も踏まえ、柔軟に対応することを検討してはどうか。

- ・ 実習科目の時間数の下限（試案では 450 時間以上の実習を課することとしている）

○ 法附則第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号までの省令で定める科目（大学で修める科目）については、原則として、法第 7 条第 1 号及び第 2 号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学で修める科目）と同一であることが望ましいのではないかと。ただし、以下の点については、現在の大学における実情も踏まえ、柔軟に対応することを検討してはどうか。

- ・ 実習科目の時間数の下限（試案では 80 時間以上の実習を課することとしている。）

3. 法附則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する講習会の課程について

○ 法の施行の際現に第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものであって、以下のいずれにも該当するに至った場合は、法施行後 5 年間は試験を受けることができる。

- ① 所定の講習会の課程を修了した者
- ② 省令で定める施設において、第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を 5 年以上業として行った者

○ 精神保健福祉士や言語聴覚士の資格が創設された際にも、同様の規定が設けられており、いずれも試験科目についての講習を合計 60 時間程度実施した。

○ 講習会の課程については、以下のとおりとしてはどうか。

- ① 講習の科目については、公認心理師の場合、試験科目を定めていないため、大学及び大学院において学修する公認心理師となるために必要な科目（法第 7 条第 1 号及び第 2 号の省令で定める科目）の内容を参考にする。
- ② 講習の時間数については、現に行っている業務に著しく支障を来さないよう配慮しつつも、必要な内容が網羅できるような時間数を確保する。

（参考）公認心理師法附則第 2 条第 1 項

次の各号のいずれかに該当する者は、第 7 条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 法の施行の日（以下、「施行日」という。）前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（以下、「必要な科目」という。）として文部科学省令・厚生労働省令（以下、「省令」という。）で定めるものを修めたもの

- 2 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの
- 3 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの
- 4 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの

公認心理師法附則第2条第2項

この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後5年間は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

施行日前に大学院に入学した者が、大学院において修めるべき
省令で定める科目（法附則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）について

【背景】

公認心理師法では、受験資格の特例として、法附則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号により、施行日前に大学院に入学した者が、大学院において省令で定めた科目を履修している場合に、受験資格を与えるとしている。他の国家資格について同様の規定があるものはない。

【これまでのワーキングチームの資料を踏まえた考え方】

- 原則として、法第 7 条第 1 号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学院で修める科目、現時点の試案では、下記の 10 科目）と同一であることが望ましい。
 - ① 保健医療分野に関する理論と支援の展開
 - ② 福祉分野に関する理論と支援の展開
 - ③ 教育分野に関する理論と支援の展開
 - ④ 司法分野に関する理論と支援の展開
 - ⑤ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
 - ⑥ 心理的アセスメントに関する理論と実践
 - ⑦ 力動論に基づく心理療法に関する理論と実践
 - ⑧ 行動論・認知論に基づく心理療法に関する理論と実践
 - ⑨ 家族関係・地域社会における心理療法等に関する理論と実践
 - ⑩ 心理実践実習（450 時間以上）
- 省令で定めるのは科目名（及び実習科目の時間数の下限）であるが、現在大学院で開講されている科目や過去に開講されていた科目とは一致しない場合が多いと考えられる。（別添参照）
- 上記の内容を踏まえ、省令で定めるに当たって検討が必要な論点は以下のとおり。
 - 1. 受験資格の特例を認めるに当たり、上記 10 科目のうち履修していることを求めない科目があるかどうか。また、ある場合はその考え方。
 - 2. ⑩心理実践実習の時間数の規定について緩和すべきではないか。
 - 3. 既存の大学院で開講されている（されていた）科目と、上記 10 科目との対応関係についてどのように定めるか。

臨床心理士の資格取得に必要な大学院における科目

臨床心理士は、指定大学院の修了が受験資格を得るための要件の基本となっている心理職の民間資格である。必修科目から5科目16単位、選択必修科目群(A, B, C, D, E)からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、合計26単位以上を修得する。

<必修科目>

臨床心理学特論(4単位)
臨床心理面接特論(4単位)
臨床心理査定演習(4単位)
臨床心理基礎実習(2単位)
臨床心理実習(2単位)

<選択必修科目>

必修科目以外の臨床心理学又はその近接領域に関連する授業科目(実習を含む)は、当分の間、以下の領域に関連する科目とする。

A群

心理学研究法特論
心理統計法特論
臨床心理学研究法特論

C群

社会心理学特論
人間関係学特論
社会病理学特論
家族心理学特論
犯罪心理学特論
臨床心理関連行政論

B群

人格心理学特論
発達心理学特論
学習心理学特論
認知心理学特論
比較行動学特論
教育心理学特論

D群

精神医学特論
心身医学特論
神経生理学特論
老年心理学特論
障害者(児)心理学特論
精神薬理学特論

E群

投映法特論
心理療法特論
学校臨床心理学特論
グループ・アプローチ特論
臨床心理地域援助特論

出典:「臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規(平成25年4月1日改正)」

臨床発達心理士の資格取得に必要な大学院における科目

臨床発達心理士は、大学院において指定科目を修めることが資格取得の審査要件を得るための要件の1つとなっている心理職の民間資格である。発達心理学隣接諸科学大学院において、以下の5つの指定科目を履修し、200時間以上の臨床実習を行う。

<必修科目>

臨床発達心理学の基礎に関する科目(4単位)

(以下、科目内容基準(※))

- ・臨床発達心理学の基礎理論
- ・発達支援を必要としている人々
- ・臨床発達心理学における対象理解の方法(研究方法・評価方法)
- ・発達支援のすすめ方—臨床発達心理学における支援技術—
- ・臨床発達心理士の専門性と社会的役割

認知発達とその支援に関する科目(4単位)

(以下、科目内容基準(※))

- ・認知発達の基礎
- ・認知発達の時期と障害の特徴
- ・認知発達の障害とその対処

社会・情動の発達とその支援に関する科目(4単位)

(以下、科目内容基準(※))

- ・社会・情動発達の基礎
- ・社会・情動発達のアセスメント
- ・介入と支援の実際

言語発達とその支援に関する科目(4単位)

(以下、科目内容基準(※))

- ・言語発達の基礎
- ・言語発達の評価と支援

育児・保育現場での発達とその支援に関する科目(4単位)

(以下、科目内容基準(※))

- ・現場からみた発達
- ・現場での支援
- ・現場での支援の理論的基礎
- ・現場での支援のためのアセスメント
- ・現場での支援のための方法の基礎
- ・育児現場での支援
- ・保育現場での支援

(※)科目内容基準…大学院で履修する科目に含まれるべき内容の基準。

出典:「臨床発達心理士認定申請ガイド(2016年度版)」

学校心理士の資格取得に必要な大学院における科目

臨床発達心理士は、大学院において指定科目を修めることが資格取得の審査要件を得るための要件の1つとなっている心理職の民間資格である。

＜必修科目＞（各項目は必修であり、①～⑧については各科目2単位以上とする。）

①学校心理学（以下、各項目）

- ・学校心理学とは
- ・心理教育的援助サービスのモデル
- ・学校心理士の活動
- ・教師・保護者らとのチーム援助
- ・学校心理士の倫理

⑥学校カウンセリング・コンサルテーション（以下、各項目）

- ・学校カウンセリング・コンサルテーションとは
- ・カウンセリング
- ・コンサルテーション
- ・コーディネーション
- ・学校カウンセリング・コンサルテーションの実践上の諸問題

②教授・学習心理学（以下、各項目）

- ・学校教育の基盤としての教授・学習心理学
- ・記憶と理解
- ・動機づけ
- ・学習指導と授業
- ・学級集団とその組織化

⑦特別支援教育（以下、各項目）

- ・特別支援教育とは
- ・障害の概念と特別な教育ニーズ
- ・実態把握と相談支援
- ・個別の指導計画と個別の教育支援計画
- ・校内委員会と支援体制

③発達心理学（以下、各項目）

- ・学校教育の基盤としての発達心理学
- ・認知・思考の発達
- ・自己意識の発達
- ・社会性の発達
- ・言語の発達

⑧生徒指導・教育相談、キャリア教育（以下、各項目）

- ・生徒指導とは
- ・生徒指導の体制と諸問題
- ・教育相談の意義と内容
- ・キャリア教育の意義と内容
- ・キャリア教育の具体的な展開

④臨床心理学（以下、各項目）

- ・学校教育の基盤としての臨床心理学
- ・心と行動の問題
- ・多様な臨床心理学的アプローチ
- ・学校における児童生徒の問題
- ・心理臨床等の専門家と専門機関

⑨実習1. 心理教育的アセスメント基礎実習（以下、各項目）

- ・個別心理検査の実施
- ・結果の解釈
- ・指導案の作成

⑤心理教育的アセスメント（以下、各項目）

- ・心理教育的アセスメントとは
- ・心理教育的アセスメントの方法
- ・心理検査の活用
- ・学級・学校のアセスメント
- ・教育評価

⑩実習2. 学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習（以下、各項目）

- ・かかわりづくりに関するグループ実習
- ・傾聴実習
- ・カウンセリング・プロセスや自己評価、コンサルテーション、コーディネーションを含めた総合実習

特別支援教育士の資格取得に必要な大学院における科目

特別支援教育士は、大学院において指定科目を修めることが資格取得の審査要件を得るための要件の1つとなっている心理職の民間資格である。以下の科目は、特別支援教育士養成セミナーの科目として定められており、一般財団法人特別支援教育士資格認定協会によって、大学院における科目が上記科目と同等の内容であると認定された場合、当該科目については、同セミナーの受講が免除される。

<必修科目>

(概論)

特別支援教育概論Ⅰ：発達障害の理解

特別支援教育概論Ⅱ：特別支援教育のシステム

発達障害と医療

(アセスメント)

総論：アセスメント

心理検査法Ⅰ：WISC-Ⅳ

心理検査法Ⅱ：KABC-Ⅱ・DN-CAS

学力のアセスメント

アセスメントの総合的解釈

(指導)

総論：個に応じた支援

「聞く・話す」の指導

「読む・書く」の指導

「計算する・推論」の指導

ソーシャルスキルの指導

行動面の指導

感覚と運動の指導

社会的自立・就労の指導

個別の指導計画の作成と活用

(特別支援教育士(S.E.N.S)の役割)

S.E.N.Sの役割と倫理

学校・園における支援体制Ⅱ：コーディネーターの役割とリソースの活用

保護者のかかわりと連携

(実習)

指導実習

出典：「特別支援教育士資格認定規程(2016年4月1日改定)」